



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年 3月22日水曜日 第1744号

◇ 目 次 ◇ 規 則

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則..... 211

告 示

指定居宅支援事業者の指定（3件）..... 211

道路の区域変更（県道松山東部環状線）..... 212

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... 212

開発行為に関する工事の完了..... 212

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 212

争議行為の通知の公表..... 213

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 213

規 則

○愛媛県告示第6号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和25年愛媛県規則第84号）の

部を次のように改正する。

第3条から第8条までを削る。

第9条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条を第3条とする。

第10条を第4条とし、第11条中「別記様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条を第5条とする。

第12条第1号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条第2号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第13条を第7条とする。

様式第1号を削る。

様式第2号中「第9条」を「第3条」に改め、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「第11条」を「第5条」に改め、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第5号中「第12条」を「第6条」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に行った定期注射及びそれ以外の予防注射の実施状況報告については、改正後の狂犬病予防法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第409号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300194111	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	児童居宅介護	ヘルパーステーションネット	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成18年 3月13日

○愛媛県告示第410号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成18年 3月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100218110	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	身体障害者居宅介護	ヘルパーステーションネット	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成18年 3月13日

○愛媛県告示第411号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成18年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200238117	社会福祉法人宇和島福祉協会	宇和島市三浦東4122番地4	緒 賀 正 輝	知的障害者居宅介護	ヘルパーステーションネット	北宇和郡松野町豊岡4594番地	平成18年3月13日

○愛媛県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成18年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市鴨川二丁目635番3から 同市鴨川二丁目764番1まで	旧	メートル 8.8~17.3	キロメートル 0.207	
			新	12.3~26.9	0.207	

○愛媛県告示第413号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁にお

いて公衆の縦覧に供する。
平成18年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成18年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
17松局建（開）第83号 平成18年3月10日	伊予郡砥部町高尾田329番1	千葉県松戸市松飛台108番地 ハイムミッドランドA-305号 大 野 亨
17松局建（開）第84号 平成18年3月13日	伊予市下吾川字南西原1668番及び1671番1	伊予市下吾川1658番地1 新 山 幹 夫

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成18年3月22日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年3月8日	NPO法人 障害者サポートセンター西条	久 門 貞 雄	愛媛県西条市小松町北川62番地7	この法人は、主に西条市内の障害を持つ人々が地域で自立して生活出来るまちづくりの実現を図るため、障害を持つ人々の自立支援のサポートを行う事業を行い社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般労働組合愛媛地方本部執行委員長藤波武男から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成18年 3月 8日あったので公表する。

平成18年 3月22日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 平成18年度賃金引き上げ・夏季一時金・その他
- 2 日時 平成18年 3月30日正午以降本問題が完全解決に至るまでの間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 創精会	松山市美沢一丁目10の38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会まなべ病院	西条市氷見丙477
財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13の47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町 1 の 1 の 28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山 4 番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成18年 3月22日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,213,317
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 24,267
 - (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 268,887
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市選挙区にあつては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
松 山 市	414,195	135,670
今 治 市・越 智 郡	153,285	51,095
宇 和 島 市	48,936	16,312

八幡浜市・西宇和郡	45,615	15,205
新 居 浜 市	103,354	34,452
西 条 市	94,144	31,382
大 洲 市	30,819	10,273
伊 予 市	33,050	11,017
四 国 中 央 市	77,074	25,692
西 予 市	38,590	12,864
東 温 市	27,932	9,311
上 浮 穴 郡	12,943	4,315
伊 予 郡	43,886	14,629
喜 多 郡	24,770	8,257
北 宇 和 郡	41,604	13,868
南 宇 和 郡	23,120	7,707

--	--